

令和3年6月18日号

北九州市立消費生活センター

ヤング消費者トラブル情報 13号

情報商材・暗号資産（仮想通貨）のトラブル



【相談事例1（情報商材）】

アフィリエイト※の情報商材を購入して指示通りに作業したがもうからず、事業者と連絡が取れなくなった。（20歳代 女性）

【相談事例2（暗号資産・仮想通貨）】

学生ローンで借金をして暗号資産の投資契約をしたが、説明と違って全く配当がない。（20歳代 女性）

※アフィリエイトとは、ホームページやブログに商品やサービスの広告記事を掲載して収入を得る仕組みの一種。広告記事を見た人が、所定の条件でその商品やサービスを購入し売り上げがあると、その一部が収入になる。

●相談事例から見る問題点

- ・簡単に高額収入を得られることを強調する広告・宣伝。
- ・次々に契約を迫る等の強引な勧誘。
- ・クレジット契約や借金をさせてまで高額な契約を結ばせる。
- ・広告・説明と異なり儲からない、サポートや返金保証が無い。

●消費者へのアドバイス

- ・情報商材は契約前に中身を確認することができない。怪しいと思ったら連絡しない。
- ・高額な契約を勧誘されたり、話が違ふと思ったら、きっぱりと契約を断る。
- ・クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しない。

●騙されないようにするには

・普段から、インターネット上の広告を見る際に「書かれた内容は本当なのか、隠された情報はないか（批判的思考）」で考える習慣をつける。

●困った時や不安なときは消費生活センターにご相談ください

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口でのご相談については、
戸畑相談窓口☎861-0999へご相談ください。
消費者ホットライン☎188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



まもりん



みもりん